

令和三年三月発行  
真宗学一四三・一四四号抜刷

玄智撰『考信録』七卷本の特徴について

西村慶哉

# 玄智撰『考信録』七巻本の特徴について

西 村 慶 哉

## 〇、はじめに

江戸中期の本願寺派僧である玄智師（以下、敬称略）が撰述した『考信録』は、浄土真宗の百科全書として名高く、今日の本願寺派内においても多く援用される書籍である。

さて、今日に本書が援用される際、その多くは『真宗全書』や『史料集成』に収録される五巻本や六巻本が用いられるが、七巻本についてはあまり知られていない。龍谷大学図書館には三点、七巻本もしくはそれに類する体裁を持つ『考信録』が配架されており、しかもこの中の一点は玄智の「自筆本」として紹介されている（以下、当該史料を「自筆本」と呼称する）。しかし、「自筆本」を含めて七巻本は、現在に至るまでほぼ等閑に付されており、その特徴や史料価値についてもほとんど検討されてこなかった。

そこで本稿では、七巻本とくに「自筆本」について検討し、その特徴や価値について明らかにしたい。この作業を通して、七巻本が五巻本・六巻本に無い情報を有した、援用すべきテキストの一つであることを指摘する。

## 1、『考信録』の概要と成立過程

『考信録』は浄土真宗の聖典や法式、行事などについての根柢や由来を項目ごとに解説したものである。諸本によりその数は異なるが、例えば『真宗全書』所収本では三七七もの項目があり、『浄土真宗辞典』も『真宗』における百科全書ともいふべき書物<sup>(1)</sup>と紹介している。本書は江戸期に成立した書籍ではあるが、例えば『浄土真宗本願寺派葬儀規範』解説<sup>(2)</sup>では、葬送時に白色の打敷を用いる理由として『考信録』の記述を援用するなど、近年の本願寺派が発行する書籍でも援用されている。

著者である玄智は学僧・政僧・堂達など多様な側面を持つ特殊な立場にあったこともあり、現在に至るまで多様な視角からの論考が提出されているが、『考信録』を専論に取り上げた先行研究はあまり見当たらない。その先行研究についても、既翻刻資料である『真宗全書』や『史料集成』所収のテキストを用いて内容を検討することに終始しており、<sup>(4)</sup> 両書がすでに五巻本・六巻本と体裁が異なっているながらも、『考信録』のどのテキストが善本であるかなどの検討は全くといっていいほどなされてこなかった。さらに『考信録』諸本の識語や諸文献の記述を確認すると、『考信録』は少なくとも現在までに二巻本、五巻本、六巻本、七巻本の四形態があり、さらにそれらの内容はそれぞれに相違点を見ることが出来る。未詳の点はまだまだ多いが、諸文献の記述を参考にこれら諸本の成立状況を概観していきたい。

まず成立について、『考信録』諸本はほぼ同文の序文を有しており、そこには、

安永三年〔甲午〕歳正月十一日 玄智景耀書于江府築地省所<sup>(5)</sup> (引用文は『史料集成』九・四四一頁上)

とあることから、本書はまず安永三(一七七四)年、築地にて著されたと考えられるが、その巻数は一定しない。<sup>(6)</sup>「慶

証寺」の袖書を持つ『築地輪務日次雜記』安永三年二月一日の記事では、「考信録」式卷正月十一日起草今日功成  
團筆」と二卷であったとするが、天明二（一七八二）年に玄智が著した三卷本『浄土真宗教典志』では、「考信録」  
六卷。安永三年甲午正月。玄智景耀」と、六卷本として紹介している。恐らく、「考信録」ははじめに卷一・卷二  
部分が成立し、後に増補され六卷本となったものと推測される。しかしながら、「自筆本」の奥書をみると、

【考信録】七卷、昔年<sup>7</sup>以<sup>8</sup>以来凡二十年、于<sup>8</sup>茲筆削屢積、修治稍備。於是塗抹狼藉、殆不<sup>8</sup>可<sup>8</sup>読。今茲寛  
政元年己酉之夏興<sup>7</sup>志校正創<sup>7</sup>于五月十六日卒<sup>7</sup>于閏六月二十六日。

上都 慶証寺玄智景耀識（卷七、六九丁右）

と、「考信録」七卷はおよそ二十年前に起草して以来、経年劣化で判読が難しくなつたため校正作業を行い、寛政  
元（一七八九）年に作業を終えたとある。すなわち、「考信録」はもともと二卷や六卷の体裁であつたと考えられ  
るが、寛政元年時点では校正を加え七卷本の状態となつていたことが分かる。

ただし、以降に書写・刊行される「考信録」は七卷本であつたかといえはそうではなく、さまざま形態で流伝  
していったようである。年紀の分かるものをいくつか例示すると、寛政一二（一八〇〇）年の書写奥書を有する大  
谷大学蔵本（請求記号・宗大S282）は二卷である。ただし卷三以降が散佚した可能性も捨てきれない。また、天保  
一三（一八四二）年の書写奥書を有する佛教大学蔵本（請求記号・旧2761）は五卷本である。さらに、玉文堂よ  
り発行されたと思われる安政三（一八五六）年の識語を有する謄写本（個人蔵）は、七卷本の体裁であるが、卷一  
は総目録や玄智の略伝などが収録されており、内実は六卷本である。なお天保四（一八三三）年刊行の『清流紀談』  
では、玄智著作を紹介する中で「考信録」七卷」と記されているが、当本のような六卷本に総目録等が追加され  
たものを指すのか、「自筆本」のような七卷本の体裁を指すのか、判断に迷う。

さらに、後年になると『考信録』は秘書として扱われていた可能性が示唆される。文久二（一八六二）年の留役所「諸日記」六月十二日の記事によると、『考信録』は事実の相違が見られるため「御取上にも相成候」と記述されている。この点について左右田昌幸（筆名 歩弥紡）は、

「大谷本願寺通紀」「考信録」「祖門旧事記」などの著作が没収となって、長御殿に納められ、「御家中之者進も拝見」できない「秘書」となったということを意味していると考えられます。

（『本願寺史料研究所報』五一、二〇一六年、九頁上）

と述べている。閲覧が困難となったと考えられる『考信録』ではあるが、同「諸日記」明治二年八月十九日の記事によると、依然として『考信録』が「秘書」であったと考えられるものの、<sup>(11)</sup>『考信録』書写の命が出されている。

このような事があってか、明治二〇（一八八七）年になるとようやく、刊本『考信録』五巻本が菅龍貫によって刊行される。その後、山内正次郎によって明治二二（一八八八）年にも『考信録』五巻本が刊行されている。これら五巻本は底本が定かでない、先掲佛敎大学蔵本との関連が示唆されるが、構成内容は六巻本を大きく離れるものではない。<sup>(12)</sup>

そして明治時代に流布した『考信録』五巻本を底本として刊行されたものが、大正三（一九一四）年の『真宗全書』六四巻、及び昭和五〇（一九七五）年の『新編真宗全書』史伝篇二巻所収の『考信録』である。更に、昭和五一（一九七六）年には、龍谷大学所蔵の六巻本を底本とした『史料集成』九巻が刊行されている。

## 2、『真宗全書』『史料集成』と七巻本について

このように『考信録』が流布していく過程には未詳な点もまだまだ多いものの、『真宗全書』『史料集成』所収の

『考信録』が、最も近年に翻刻されたテキストであり、現在においても多く援用されるテキストであることに異論はないであろう。しかし、これら底本は明治時代に刊行された五巻本および校正前の形態である六巻本が採用されており、寛政元年に校正した七巻本は用いられていないことが確認できる。このことについて『真宗全書』の解題では、翻刻の際に世に流布する五巻本刊本を底本としながらも、鷲尾教導の協力のもと、本願寺派所蔵写本を玄智自筆の原型に近い「良書」であるとし、対校本に制定したと述べている。また『新編真宗全書』も、文言は少し違うが同趣旨が述べられている。<sup>(14)</sup>この時、鷲尾教導の仲介のもと閲覧した「本願寺派所蔵写本」は、『真宗全書』本文では「写字台本」と表記しているが、現在龍谷大学の写字台文庫に『考信録』は蔵されていない。ただし先の解題では、当該写本は六巻本であると紹介している。また鷲尾教導は「本願寺通記」著者玄智少伝（『六条学報』一三二、一九一一年）、「本願寺通記著者玄智略年記譜」（『六条学報』一三二、一九二二年）において玄智著作を紹介しているが、『考信録』についてはいずれも「安永三年の成立」と述べるのみで、「自筆本」識語に書かれる寛政元年の校正については言及していない。もしかすると、当時の「写字台」は『考信録』七巻本を所蔵していなかったのかもしれない。『史料集成』も同様に、解題において「龍谷大学所蔵の写本（※六巻本）を底本とした」と記すのみで七巻本については言及がない。いずれにせよ七巻本は、（「自筆本」を指すか未詳ではあるが）『清流紀談』に言及されて以降『真宗全書』や『史料集成』にも取り扱われることもなかった。筆者が確認する限りでは、七巻本は平成五（一九九三）年に慶証寺より発行された『玄智余景』に自筆本として紹介されるまで等閑視されていたように思われる。その『玄智余景』においても、『築地輪務日次雑記』に記載される、安永三年の『考信録』二巻本起草とは、「玄智自筆本、巻一及び巻二のことではないか」と推測し、寛政元年に校正を加えた『考信録』、すなわち最終的な状態は六巻本であると記している（ただし、これは文脈から察して「七巻本」の誤植であろう）。

このように「考信録」は、「史料集成」にも収録される龍谷大学（本願寺派）所蔵の六巻本が「良書」であると判断され、「真宗全書」などに収録される五巻本も対校本として六巻本である「写字台本」を用いている。しかし、七巻本については近年その存在が紹介された程度であり、ほとんど検討が加えられていないのが現状である。従つて「考信録」の善本を検討する上でも、七巻本の検討は必須である。

### 3、「考信録」七巻本について

#### 3-1、龍大図書館所蔵の「考信録」諸写本について

では、いま検討対象となっている龍谷大学所蔵の「考信録」諸写本を列挙しておこう。

(A) 考信録 六巻（請求記号：106/13-w-6）

（備考）書写者、書写年不明。一卷の内題「考信録巻一」の下部に「井上園映菲主」、また巻六巻尾に「考信録巻六「大尾」とあり。

(B) 考信録 一卷（請求記号：106/48-w）

（備考）書写者、書写年不明。外題なし。内題には「考信録」と巻数が書かれていないことから、もともと一巻本であったと推測される。

(C) 考信録（大経安永録）一卷（請求記号：121/2/6-w/1）

（備考）覚了書写、書写年不明。表紙左上に「大経安永録」（題簽）とあるが、内題には「考信録」とある。最終丁に「釈覚了（花押）」とあり。

(D) 考信録 三卷(請求記号：106/54-w-3)

(備考) 書写者、書写年不明。表紙右上にいずれも「第三函／共七」とあることから、もともとは七巻本であったと推測される。巻三裏表紙見返に「此書常置机傍／披閱而可也」との別筆の書き込みあり。

(E) 考信録 七卷(請求記号：106/2-w-7)

(備考) 書写者、書写年不明。巻一、巻二は(A)に近い。

(F) 考信録 七卷(請求記号：022/6047)

(備考) 玄智「自筆本」と言われる。寛政元年。巻七末尾に玄智による識語あり。巻一・巻二が(D)(F)と異なる。

『真宗全書』や『史料集成』は、「写字台本」や「龍谷大学所蔵の写本」を底本・対校本に採用しているが、現存する写本において六巻本の体裁であり、また『真宗全書』『史料集成』の構成とも近似するものは(A)六巻本のみとなる。「写字台本」については更なる検討を要するが、少なくとも『史料集成』は、(A)巻一の内題下にある「井上園映」が翻刻されていること等に鑑みれば、(A)を底本としていると判断できる。また、(B)(C)は一巻本であり、その内容も(A)六巻本の巻一とほぼ一致するものなので、検討対象からは除外する。

そして、七巻本に属するものは(D)(E)(F)の三書となる。(D)は先述のように、もともと七巻本であったが巻四以降が散佚したものと考えられる。このことは左表のように、巻三までの標目の構成が(E)七巻本と近似している点、殊に巻三の標目が(A)と一致せず、(E)(F)とほぼ同様の構成である点からも首肯できよう。



(表) 六巻本と七巻本の目次対照 (※ 囲い線 はEに無し、( ) はDになし)

一 巻		
<p>(A) 六巻本</p> <p>正信偈念仏和賛、五帖消息、法談説法、改悔文、漢音小経、甲念仏合殺、吳漢両音、句読、南无、慶賛小経、每朔宗主調声、六時礼賛、奉仏供式、齐非時、仏餉、昼点仏灯、滅仏灯法、輪灯打敷、膝突、鶴亀燭台、花束、供花、鑿、厨子、梵樂、臥頭輪仏、梵壳仏像、合掌礼拝、早引、避鬼門、門内墻、仏殿不北向、宗主、寺官、香部屋、本寺山末寺、影堂大於本堂、開山、龍谷、宗名、公侯不属真宗、不遮屠者、門徒、手次道場、袈裟、直裾、横帔、法服純色、紫服、曲録、巾箱、角盥、仏具名目</p>	<p>(D/E) 七巻本系</p> <p>正信偈念仏和賛、五帖消息、法談説法、改悔文、漢音小経、甲念仏合殺、吳漢両音、句読、南无、慶讚小経、<u>每朔宗主調声</u>、六時礼賛、<u>奉仏供式</u>、<u>齐非時</u>、<u>仏餉</u>、<u>昼点仏灯</u>、<u>滅仏灯法</u>、<u>輪灯</u>、<u>打敷</u>、<u>膝突</u>、<u>鶴亀燭台</u>、<u>花束</u>、<u>供華</u>、<u>鑿</u>、<u>厨子</u>、<u>梵樂</u>、<u>臥頭輪仏</u>、<u>禁壳仏像</u>、<u>合掌礼仏</u>、<u>早引</u>、<u>避鬼門</u>、<u>門内墻</u>、<u>仏殿不北向</u>、<u>宗主</u>、<u>寺官</u>、<u>香部屋</u>、<u>本寺山末寺</u>、(三法印)、<u>影堂大於本堂</u>、<u>開山</u>、<u>龍谷</u>、<u>宗名</u>、<u>公侯不属真宗</u>、<u>不遮屠者</u>、<u>門徒</u>、<u>手次道場</u>、<u>袈裟</u>、<u>直裾</u>、<u>横帔</u>、<u>法服純色</u>、<u>紫服</u>、<u>輪袈裟</u>、<u>修多羅</u>、<u>数珠</u>、<u>桧扇中啓</u>、<u>扨子</u>、<u>鳥</u>、<u>曲録</u>、<u>巾箱</u>、<u>角盥</u>、<u>仏具名目</u>、<u>漢典雅称</u></p>	<p>(F) 自筆本</p> <p>像寺権興、諸民仏舎、勅崇浄土、真宗仏像、開眼慶賛、修補故像、扨拭、配享諸像、本尊印契、殿堂東向、本堂祖殿、香房閉軸、築立墻、墻隅長隅、三年塞寺道場、経蔵、黄卷赤軸</p>
<p>名称、花押、別号、法名、葬式、寿像、墓所、修薦、修斎、誕節、齐供、読経、受食、</p>	<p>名称、<u>花押</u>、別号、法名、葬式、寿像、墓所、修薦、修斎、<u>誕節</u>、齐供、読経、</p>	<p>読経多由、吳漢音訓、漢音小経、受請読経、</p>

三 卷	二 卷
<p>信後称名、策励名目、帰命言詮、獲信方便、宗徒二類、弘宗次第、称名具德、古師慎重、同行会合、業成時日、小兒往生、兩度帰仏、追善報謝、回向文、安心決定抄作者、安心、諸宗平等、日蓮信行、三教一致、文中王、八万四、宗学為本、英匠応運、万菴大潮、講、講前誦經、後世学精、藏經卷数、枕經</p>	<p>酒肉、殺生、永代經、歳首忌避、彼岸会、盆会、俗不誦經、惜字紙、舌々、諸誦文本拠、具在前、坊主、新発意、禪門、出世、山号院号、月大小、修仏像、出世飯、忍誘、五劫思惟弥陀、水火恩、諸惡莫作、三帰発願、三国類事、天獄寿量相違、劫石、五障三従、難有、裸形拜趨、五師、古皇奉法、開講解講、弱年、有脚經笥、燭何挺、本書、支証、難題、宗祖一枚起請、神棚祓、拜神、除灾札、十惡墮三途、三途次第、諸宗、蒼冥三千、堂達、綱所、坊守、殿様、御</p>
<p>每朔本堂調声、祖殿供餅〔啓籠〕、諸宗主前焚書、歳首誦經、歳首不誦勸章、不設門松、彼岸会、盆会、灯籠填花、宗主掃除、梵土葬式、浴屍雜髮、烧衣違律、棺蓋書仏名、伽經、葬所礼誦意思、他門作法、靈位、位牌、過去帳〔三番神〕、墓參、六地藏、見王京、遺</p>	<p>受食、酒肉、殺生、永代經、歳首忌避、彼岸会、盆会、俗不誦經、惜字紙、舌々、諸誦文本拠、具在前、坊主、新発意、禪門、出世、山号院号、月大小、修仏像、出生飯、忍誘、五劫思惟弥陀、水火恩、諸惡莫作、三帰発願、三国類事、元獄寿量相違、劫石、五障三従、難有裸形拜趨、五師、古皇奉法、開講解講、弱年、有脚經司、燭何挺、本書、支証、難題、宗祖一枚起請、神棚祓、拜神、除灾札、十惡墮三途、三途次第、諸宗、岡門本支、堂達、綱所、坊守、殿様、 已上</p>
<p>每朔本堂調声、祖殿供餅、諸宗主前焚香、歳首誦經、歳首不誦勸章、不設門松、彼岸会、盆会、灯籠填花、宗主掃除、梵土葬式、浴屍雜髮、烧衣違律、棺蓋書</p>	<p>誦經用心、南無、千部永代、慶賛小經、俗不誦經、誦前誦經、正信偈和讃、礼讃、御文法談、課誦式、回向文、聖教相伝</p>

三 卷	
<p>被呵、仏字和訓、帖外九首和讃、宿命鑿志、反故、落成、怠状、声母伝国字説、華音歌訣、国字切訣、名目呼法、冥加、白毫賜、長行偈頌、下方上方、三経真実、祈福媚施主、弥勒、四姓、塔卒都婆、上人女人信、信心、治定、留守、女直、女真、已上、紀伊、者、五重相伝、仏祖伝来、鎮西系譜評、十夜、七祖太子像位次、祖像銘座、韓專修寺、三門徒、祖自作像</p>	<p>物追修、斎七、百日祥忌、忌日、年忌、預修、清斎、葷肉同罪、連夜修斎、積尊聖皇忌、不遮屠者</p>
<p>尊聖皇忌</p>	<p>仏名、伽経、葬所礼誦意思、他門作法、靈位、位牌、過去帳、「三十番神」、幕参、六地藏、見王斎、遺物追修、斎七、百日祥忌、忌日、年忌、預修、清斎、葷肉同罪、連夜修斎、積尊聖皇忌</p>

(E)七巻本は(D)と同じく卷一・卷二部分こそ(A)とほぼ同内容であるが、卷三以降は(F)とほぼ同内容である。ただし、卷三以降と重複する標目については、卷一・卷二には収録されていないという印象を受ける。本書は『玄智余景』では「七巻本書写本」と紹介されるように、(F)に比べて改行や標目の追加などが施され、読者への配慮がなされている。そして(F)は『玄智余景』は「自筆本」と紹介されているように、龍谷大学に蔵される他の玄智自筆の文献と比較しても、その特徴的な筆跡はほぼ一致していると判断できる。しかし、部分的に別筆のような筆跡や、各巻頭の目次に記載されていない標目など、後年の挿入とも思われる料紙が確認できるため、筆跡については今後、細部まで検討する必要がある。着目すべきは卷一・卷二の標目である。(A)～(E)の卷一・卷二の標目がほぼ一致しているのに比して(F)には全く異なる標目が立てられている。この事態について『玄智余景』では、先述のように本書の卷一・卷二は『考信録』起草時、すなわち安永三年に著されたとされる二巻本の

内容を反映したものではないかと推論している。確かに「自筆本」現物を調査した際、表紙の結び綴とは別に仮綴が施されており、また書面も決して整理されたものではなく、体裁は草稿本のようにも見える。しかし、寛政元年に校正された本書が「起草時の状態」を保持しているとは考えがたい。むしろ本書が玄智後年の思想を反映した書物であることは、以下の特徴からも明らかである。

### 3-2、「自筆本」の特徴

#### (1) 旧稿と再校の混在

先述のように「自筆本」の識語部分によれば、「考信録」は執筆時から幾度となく改訂が繰り返されていることが分かるが、巻一の表紙見返には貼紙が付されており、そこには、

旧稿十一行、再校十二行、間用旧稿二故。行数錯廁、写者知之。

と、本文と同筆で註記されている。この註記では、もともと本書は半葉十一行の体裁であり、再校時には十二行書に改めたが、再校の中にも十一行書である旧稿の料紙を用いているので行数に統率がとれていない、書写者はその点を理解すべきであると述べている。実際に書面を確認しても、明らかに経年劣化の激しい料紙と、そうでないものの少なくとも二種類を目視できる。また、書写者に対する指示を行っていることに鑑みても、本書が第三者による書写とは考えにくい。

#### (2) 料紙の切り貼りの跡

このように、「自筆本」には旧稿と再校箇所の少なくとも二種類の料紙が確認できるが、これらは単純に「十一

行書部分」、「十二行書部分」と峻別できるものではなく、一帯の中に複数の料紙が切り貼りされ、複雑な状態となっている。少し例を挙げてみたい。「自筆本」巻五「檀那」では、

宿坊トモ頼ミ寺トモ檀那寺トモ称ス。国ニヨリテ用否アリ。手次ノ名ハ蓮師消息ニモ出テ、本山宗主ノ教化

ヲ軋致スルノ義ナレバ本名トスベシ。宿坊ト云ハタゞ寄宿ノ坊舎ノ名ナレバ非正称也。

〔自筆本〕巻五・一八丁左

とあるが、この「囲い線」部分は明らかに料紙が古く、また部分的に切り取られ、現行の料紙の上に貼り付けられている。このような切り貼り箇所が本書には全巻を通して散在している。では、『史料集成』及び『真宗全書』の当該箇所はどうなっているのかというと、

宿坊トモ頼ミ寺トモ檀那寺トモ称ス。国ニヨリテ用否アリ。手次ノ名ハ蓮師消息ニモ出テ、本山宗主ノ教化ヲ

軋致スルノ義ナレバ本名トスベシ。宿坊ト云ハ高野大峯等ノ参詣ノ時ニ寄宿スル坊舎ノコトニシテ旅店ト云ト

同ジ。

〔史料集成〕九・四六三頁下／『真宗全書』六四・二九頁上（下）

とあるように、「自筆本」の「囲い線」部分は一致するものの、他の箇所では文言が異なっている。すなわち、「囲い線」部分の料紙については状態が古く、五・六巻本も七巻本も共通して用いられた文言であるが、それ以外の部分は新たな料紙部分であり、五・六巻本と七巻本とでは文言が相違していることがわかる。このように「自筆本」では、本文中に細かく複数の料紙が切り貼りされつつ混在しているのである。

### (3) 目録の整理

では、なぜこのような大量の切り貼りが行われているのか。恐らくこれは、再校する際に標目の収録順序を再整

理したためと推測される。五・六巻本では、巻頭にそれぞれ目録として収録する標目を記しているが、例えば「史料集成」所収本巻四の目録は、

袈裟変白 龍像 仏具刻龍獅形 勸章弁疑 書名<sup>ツ</sup>本<sup>ト</sup> 地獄有情形 黄卷赤軸 中元灯籠 件 写書法…

(太字筆者、「史料集成」九・五三九頁下)

と、あまり規則性が見当たらない。しかし、七巻本とくに「自筆本」では巻頭の目録部分に「〇〇部」との分類がなされている。今すべてを挙げれば、

像寺部	卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	卷六	卷七
經法部							
宗規部、送終部							
供具部、法衣部、受請部、僧儀部							
疑部							

である。例えば前掲「史料集成」でいえば「勸章弁疑」は卷二「經法部」に、「黄卷赤軸」は卷一「像寺部」に、「中元灯籠」は卷三「送終部」といったように、それぞれの項目が部門ごとに関連するよう整理されている。「自筆本」の識語から勘案しても、本書はもともと不規則であった「考信録」の原文(旧稿)を裁断し、ジャンルごとに分類できるように本文を再治したものと考えられる。

#### (4) 卷一、卷二の相違

このように、「自筆本」は旧稿を校正し、標目を整理し直したものと考えられるが、前述のように、「自筆本」は他の七巻本を含む(A)～(E)と卷一・卷二の標目・内容が全く異なっている。この相違から「玄智余景」では、

安永三年起草時の二巻本ではないかと推測していたことは再三述べた。しかしながら、新旧複数の料紙が混在し、また切り貼りされながら目録の整理が施されている「自筆本」が「起草時の状態」を保っているとは考えがたい。むしろ、玄智の明確な編纂意図に基づいて寛政元年に改訂されたものが「自筆本」の巻一・二であろう。そうならば(D)(E)の巻一、二については、遅くとも寛政元年より前の状態の「考信録」を書写したと見なければならぬ。

以上、(1)～(4)の点より、再校本である七巻本においても、「自筆本」がもつとも後年の状態であり、玄智の製作意図を反映した書物であると推定できる。

#### 4、旧稿と再稿との相違について

「自筆本」がもつとも後年の状態であるとすれば、現行の『真宗全書』『史料集成』はそれ以前の状態、すなわち旧稿と考えられる。ではここで、旧稿と再校との内容がいかに相違しており、新たな情報が加えられたものか検討したい。

まず、「自筆本」で述べられる旧稿箇所が、「真宗全書」や『史料集成』であると仮定した上で、諸本を比較しつつ検討したい。なお、以下の引文にある囲い線部分は周辺と比べて明らかに古い料紙の箇所、囲い点線部分は上から貼紙によって訂記されている箇所、見せ消部分はその貼紙の下などにある訂正前の文字である。

#### 4-1、旧稿から再校への訂正過程について

では、七巻本の巻三、「毎朔本堂調声」に関する諸本の記述を対照してみよう。

<p>(F)「自筆本」</p> <p>土苗ナリ 宗規部</p> <p>毎月朔日 本山毎朔朝課ノ前二：俗間ニ祖師存日、赤豆糍粑ヲ嗜ミタマフユヘニ、毎朔コノ供アリト云伝ヘテ：思其所嗜ノ意ニ同ジトイヘドモコレ妄猥ノ説ニナガラ</p> <p>紫雲記「二本クニヤ」如次下引」或云(卷三・二丁右)</p>	<p>史料集成／(A)六巻本</p> <p>以下二首ナリ。</p> <p>毎月朔日、朝課ノ前二：俗間ニ祖師存日、赤豆糍粑ヲ嗜ミタマフユヘニ、毎朔コノ供アリト云伝ヘテ：思其所嗜ノ意ニ同ジトイヘドモ、コレ妄猥ノ説弁ズルニタラズ、或ガ云</p> <p>○九頁上／巻六・九丁右</p>	<p>真宗全書／明治二〇刊本</p> <p>以下二首ナリ。</p> <p>毎月朔日朝課ノ前二：俗間ニ祖師存日赤豆糍粑ヲ嗜ミタマフ故ニ。毎朔コノ供アリトイヒ伝ヘテ：思其所嗜ノ意ニ同ジトイヘドモ。コレ妄猥ノ説弁ズルニタラズ。或ハ云ク</p> <p>一六頁下／巻五・五〇丁左</p>	<p>(D/E)七巻本</p> <p>宗規部</p> <p>本山毎朔朝課ノ前二：俗間ニ祖師存日、赤豆糍粑ヲ嗜ミタマフユヘニ、毎朔コノ供アリト云伝ヘテ：思其所嗜(※E)嗜処ノ意ニ同ジト。コレ俗説ナガラ「紫雲記」二本クニヤ「如次下引」或云：(巻三・二丁右／巻三・二丁右)</p>
--	--	--	---

当該箇所は、『史料集成』では巻六「本山近來法式」の、『真宗全書』では巻五「本山法式」の一部分に相当する。ひとまず、この箇所に関していえば、六巻本と五巻本とはほぼ同文であることが確認できる。これら二本では西本願寺の法式について概要を列挙しているが、七巻本ではその中、毎月一日の調声に関する記事のみを、「毎朔本堂調声」の標目で別立てしている。

次に「自筆本」の訂正箇所に着目すると、訂正前の本文と五巻本・六巻本の本文とがほぼ一致している。更に「自筆本」では冒頭で「二首ナリ」の四文字を削除し、「宗規部」と書き改めていることが分かるが、この「二首ナリ」は右の対照からも明らかのように、五巻本・六巻本にある前の文章(親鸞五百回忌の晨朝勤行について)と対応し



ている。この点から、五巻本・六巻本は、七巻本で言うところの旧稿の状態と考えられ、その紙面を改訂し再校された状態のものが七巻本であることが「自筆本」の紙面によって理解できる。このような訂正箇所は「自筆本」の至るところに散在している。他にも例をいくつか挙げてみよう（なお、後半部分の改訂については後述する）。

まず「自筆本」の巻五、「諸詰弁疑」では、

(F)「自筆本」 コレモ役名ナルカ、 可考。	史料集成／(A)六巻本 (当今鈔ヲセントヨムハ恐クハ 誤レリ)	真宗全書／明治二〇刊本 (当今鈔ヲセントヨムハ恐クハ 誤レリ)	(E)七巻本 コレモ役名ナルカ、 可考。
考信録巻五 弁疑部 顕名鈔「廿三」云然 ルニ衆生一念ノ迷妄 ニヨリテ： (巻五・二七丁右)	考信録巻五 顕名抄云。爾ルニ衆生一念ノ迷 妄ニヨリテ：〔史料集成〕九・ 五七一頁下／巻五・二丁右)	顕名鈔「二十三」云。然ルニ衆 生一念ノ迷妄ニヨリテ： 〔真宗全書〕六四・一六三頁 上／巻五・二丁右)	弁疑部 顕名鈔「十三」然ル ニ衆生一念ノ迷妄ニ ヨリテ： (巻五・二三丁左)

とある。ここでは「自筆本」が「考信録巻五」の内題を削除し、「弁疑部」と貼紙訂記している。この内題は「史料集成」と一致するもので、六巻本を原型として改訂を加えたものと分かる。すなわち、「考信録」が六巻本↓七巻本へと改訂されていったものであることを表す根拠の一つといえることができる。また、「真宗全書」で当該箇所は巻四に配置されており、前後の文章は六巻本と同じではあるが、「考信録巻五」の内題を見ることは無い。この箇所を見る限りでは、七巻本旧稿箇所は、五巻本よりも六巻本の方がより「自筆本」の原型に近いとも推測できる。

更に明らかに「自筆本」が、五・六巻本を増補していることが看取できるものとして、巻五「坊守」には以下のようにある。

<p>(F) 「自筆本」</p>	<p>史料集成／(A) 六巻本／(D) 三巻本</p>	<p>真宗全書／明治二〇刊本</p>	<p>(E) 七巻本</p>
<p>俗間ニ妻女ヲ留守居ト云ト同ジ意ニテ坊主ノ看守ヲスルノ義ナリ。  <u>房ノ看守ヲスルノ義ナリ。</u>          善見律曰仏使一比丘食時守レ寺要覽下「卅一」引レ之云即今ニ寺有直日看堂者是ト今マタ准例スベシ。  <u>守ヲスルノ義ナリ。</u>          朝鮮ノ官名ニモ房守ト云アリ。          (巻五・二二丁右)</p>	<p>俗間ニ妻女ヲ留守居ト云ト同ジ意ニテ坊主ノ看守ヲスルノ義ナリ。          朝鮮ノ官名ニモ坊守ト云アリ。          (『史料集成』九・四九九頁上／巻二・七五丁左／巻二・五九丁左)</p>	<p>俗間ニ。妻女ヲ留守居ト云ト同ジ意ニテ。僧房ノ看守ヲスルノ義ナリ。          朝鮮ノ官名ニモ。房守ト云アリ。          (『真宗全書』六四・七三頁下／巻二・五二丁左)</p>	<p>俗間ニ妻女ヲ留守居ト云ト同ジ意ニシテ僧坊ノ看守スルノ義也。          善見律曰仏使一比丘食時守レ寺要覽下「三十一」引レ之云即今ニ寺有直日看堂者是今マタ准例スベシ。          朝鮮ノ官名ニモ坊守ト云アリ。          (巻五・一八丁左)</p>

まず、「自筆本」では、前後に古い料紙があり、その間に二行分、新しい料紙が挿入され、さらに古い料紙に書かれる「守ヲスルノ義ナリ」の文字が塗抹されている。一方でその他の「考信録」をみると、やはり古い料紙の部分しか写されていない。すなわち当該箇所は、もともとは五・六巻本の状態であったものを切り離し、その間に新たに継紙して文章を増補しているものであることが明白である。「坊守」は「自筆本」や（E）七巻本では巻五に記載されるが、六巻本では巻二に配置されている。そこで巻一・巻二部分が六巻本と共通する（D）三巻本を見ると、やはり五・六巻本と同内容の「坊守」が収録されている。（E）七巻本では巻五に収録されているからか、巻二に「坊守」が無い。これは「自筆本」の巻一・巻二が、『玄智余景』で推測されるような安永三年起草の二巻本に近い体裁ではなく、むしろ逆の増補改訂が施された再校本であることの証左ともなる。この点からも七巻本の最終的な形態は「自筆本」であると見て差し支えないだろう。

このように「自筆本」の紙面を確認すると、多くの貼紙による訂記箇所を見ることができ、そしてその多くは、訂記前の状態が五・六巻本の状態と一致していることが分かる。このことから「自筆本」は、五・六巻本の状態を増補改訂して製作された再校本であることが看取できるのである。

#### 4-2、依用史料の更新

また先掲（4-1）の七巻本巻三、「毎朔本堂調声」では、親鸞が赤豆糍粑すなわち小豆餅を嗜好していたという俗説について、五・六巻本では根拠の無い「妄猥の説」であり「弁するにたらず」と斥けているが、「自筆本」ではそれらの文言を削除し、「俗説ながら『紫雲記』に本く」ものかと改めている。この「紫雲記」とは、玄智の著作である一巻本「浄土真宗教典志」にも「紫雲記十三巻」<sup>(位)</sup>と紹介される「紫雲殿由来紀」であろう。現に本書の

寛元二（一二四四）年の記事には、

同十月亥子ノ日、鸞師請待申、師ノ常ニ好メル一入ニ餅ヲ撞、小豆ニテ調ヘ進上候。

〔真宗全書〕七〇・四九頁上

と、親鸞が小豆餅を好んでいたことを示唆する記述を見ることが出来る。推するに、玄智は旧稿を執筆していたであろう安永三年頃には、未だ『紫雲記』寛元二年の記事を確認していららず、その後、『紫雲記』を閲覧した玄智は、寛政元年までに『考信録』当該箇所を再校し、『紫雲記』の情報を反映させたのではないだろうか。

このように、新たに史料情報を更新した例は他所にも見ることが出来る。例えば、『史料集成』でいうと巻四「法要錯誤」では、本願寺蔵版の『真宗法要』に対して、

錯脱倒写ノマ、ニ置クユヘニ義趣通ゼズシテ、読者疑ヲ懐ケリ。ソノ外ニ云云。〔啓著〕「正誤」一編未脱稿

〔史料集成〕九・五五七頁下／『真宗全書』六四・一四五頁下

と錯誤が多いことを指摘し、これに関する書を著したがまだ脱稿していないと述べている。一方で、七巻本では、錯脱倒写ノマ、ニ置クユヘニ義趣通ゼズシテ、読者疑ヲ抱ケリ。ソノ余疑誤ヤ、多シ。具如：「法要正誤」紀之。

〔白筆本〕巻五・三六丁左

と述べている。<sup>(19)</sup>ここでは五・六巻本では未脱稿であったという「法要正誤」に詳細を譲っている。この「法要正誤」についても、一巻本『浄土真宗教典志』に記載される「同（※真宗法要）正誤一卷「玄智景耀作」<sup>(20)</sup>を指していると思われる。成立年代についての記述がないが、天明二（一七八二）年に成立した三巻本『浄土真宗教典志』に本書の記載は無く、寛政三（一七九〇）年以降に成立した一巻本『浄土真宗教典志』に記載されていることから、天明二年から寛政三年の間に流布されたものと推測される。いずれにせよ、『考信録』起草の年とされる安永三（一

七七四)年以降のことであり、五・六巻本と七巻本との記述の差異とも合致する。さらに七巻本では続いて、

天明四年甲辰四月新刻ノ「領解文」モ不肖ガ所進ノ出口光善寺模刻ノ本ニ従フト雖モ原本ト対検スレバ、「ゾ  
ンジ」ノ三字ヲ剩シ、旁附ノ和読ノ字、原本ニ違シ通式ニモ乖クモノ凡六処アリ： (右同)

と、天明四(一七八四)年に新刻された「領解文」についてもその正誤について言及している。この新刻「領解文」に対する記述についても、五・六巻本では見ることができない。このように、七巻本は五・六巻本に比して新たな史料を用いて本文を改訂していることがわかる。

#### 4-3、旧稿箇所内での改訂跡

以上のように「自筆本」では旧稿から再校に改訂する過程を確認することができるが、旧稿箇所の中には、複数の過程があることが散見される。例えば「自筆本」巻六、「神棚祓」では、

(F)「自筆本」	史料集成／(A)六巻本／(D)三巻本	真宗全書／明治二〇刊本	(E)七巻本
当宗門下ニ神棚御祓等ヲ禁ズルコトタゞ専修ノ宗風ニ妨アルユヘノミニ非ズ。	当宗門下ニ神棚御祓等ヲ禁ズルコトタゞ専修ノ宗風ニ妨アルユヘノミニ非ズ。	当宗門下ニ。神棚御祓等ヲ禁ズルコト。タゞ専修ノ宗風ニ妨アルユヘノミニ非ズ。	当宗門下ニ神棚御祓等ヲ禁ズルコトタゞ専修ノ宗風ニ妨アルユヘノミナラズ。
汚染ノ民家土禁忠蔽重ナル神棚ヲ安置ス			

<p>ルコト却テ非礼 神ハ仏菩薩ト跡同ジ カラズ。禁忌モツト モ厳ニシテ清浄ヲ以 テ奉事ス。然ルニ汚 穢ノ民屋ニコレヲ安 ズルコト却非礼…… (卷六・二八丁右)</p>	<p>神ハ仏菩薩ト跡同ジカラズ。禁 忌モツトモ厳ニシテ清浄ヲ以テ 奉事ス。然ルニ汚穢ノ民屋ニコ レヲ安ズルコト、却(テ)非礼 …… 〔史料集成〕九・四九六頁上 ／卷二・六八丁右／卷二・五一 丁右(左)</p>	<p>神ハ仏菩薩ト跡同ジカラズ。禁忌 モツトモ厳ニシテ。清浄ヲ以テ奉 事ス。然ルニ汚穢ノ民屋ニコレヲ 安ズル事。却テ非礼…… 〔真宗全書〕六四・六九頁上／ 卷二・四六丁右)</p>	<p>神ハ仏菩薩ト跡同ジ カラズ。禁忌モツト モ厳ニシテ清浄ヲ以 テ奉事ス。然ルニ汚 穢ノ民屋ニコレヲ安 ズルコト、却テ非礼 …… (卷六・二六丁右(左))</p>
--	--	--	--

となつてゐる。このように訂記後の文言は『考信録』諸本がほぼ一致しており、また「自筆本」の料紙も古いこと  
から旧稿箇所であると判断できる。しかし、「自筆本」では貼紙によって訂記され、現行の文言へと改められている。  
ここで削除された文言「汚染ノ民家ニ禁忌厳重ナル神棚ヲ安置スルコト却テ非礼」は、直後にほぼ同内容の文言が  
記されており、玄智推敲の跡を窺うことができる。このように、「自筆本」では旧稿から再校への改訂の跡だけで  
なく、その旧稿の状態に至るまでの改訂の跡についても知ることができる。

以上のように、「自筆本」は現在一般的に用いられる五・六巻本(旧稿本)を玄智が更に改訂し、新たに入手も  
しくは閲覧した史料などの情報を加えた再校本であり、少なくとも玄智寛政元年の思想が反映された部分を見るこ  
とのできる書物、ということが出来る。さらに、本書には多くの改訂跡が残されており、これらを検討することで  
「自筆本」が旧稿本をいかに改訂したのか、また旧稿本はいかにして形成されたのか細部まで明らかにすることが

可能となる、示唆に富んだ史料であると評価できる。

## 5、おわりに

「考信録」は、「自筆本」とされる七巻本が存在しながらも、六巻本こそが「良書」であるとの認識がなされてきた。しかし、五巻本や六巻本と比較すると、七巻本には少なくとも「旧稿」と呼べる箇所があり、とりわけ「自筆本」からは玄智後年の思想を反映したであろう「再校」箇所の存在を確認できる。このことは、

①旧稿である五・六巻本の紙面を切り貼りし構成の大幅な変更を行っている。

②五・六巻本の文面を増補・改訂している痕跡が散在している。

③六巻本成立時には流布していなかった史料を新たに援用している。

④旧稿箇所にも複数の改訂箇所が確認できる。

といった「自筆本」の特徴から窺い知ることができる。従って、既存の「考信録」に関する検討は、すべからく再考する必要があると言わねばならない。

また本稿では紙面の都合もあり、「自筆本」についての概要を紹介するに留まった。<sup>(2)</sup>今後より詳細な検討を行うことで「自筆本」の独自性についても明らかにしていきたい。

## 【付記】

小論は浄土真宗本願寺派総合研究所内にて設置される、儀礼部門基礎研究会における研究成果の一部である。また小論の執筆にあたり、龍谷大学大宮図書館の大木彰氏には格別の御高配を賜りました。衷心より感謝申し上げます。

げます。そして、龍谷大学名誉教授の藤本孝一先生には、「自筆本」原本調査にあたって貴重な御助言を賜りました。重ねて御礼申し上げます。

### 註

- (1) 第五刷、本願寺出版社、二〇一七年、一八八頁
- (2) 本願寺出版社、二〇一〇年、二六頁
- (3) 例えば、梯俊夫「玄智師と近古の国語」(『龍谷学報』三三一、一九四一年)は国語学的視点から玄智著作について論究し、万波寿子「近世仏書の文化史」(法蔵館、二〇一八年)は本願寺の出版事業について明らかにする中で、岩田真美「近世における真宗の歴史的研究の先駆―玄智『大谷本願寺通紀』―」(『真宗学』一四一・一四二、二〇二〇年)は、史学研究者という視角から、玄智の位置付けについて論考している。
- (4) 例えば、深川宣暢「真宗における伝道教材の研究―叢林集」と『考信録』―(『真宗学』一〇二、二〇〇〇年)は、『考信録』目次を概観することで、本書が「布教辞典」として活用されたと推測する。掬月即勝は「玄智教学の研究―『考信録』を中心とした行信論―」(『印仏研』六三―二、二〇一五年)、「玄智『考信録』の一考察―神祇観をめぐって―」(『宗教研究』八八、二〇一五年)、「玄智『考信録』の一考察―追善回向について―」(『宗教研究』八九、二〇一六年)の中で『考信録』は布教伝道の場で大きく機能すると評している。さらに大木彰「『考信録』に見られる漢籍受容の一面について」(『漢籍 整理と研究』一六、二〇一七年)では、『考信録』所引の漢籍に着目し精緻な検討を行い、真宗僧の漢籍の受用態度について明らかにしている。
- (5) 以下、引文については旧字を新字にあらため、適宜訓点等を補った。
- (6) ただし、大谷大学蔵本(請求記号・宗大885)等、序文に「明和四年」の年紀を有する異本もある。しかし、現行「自筆本」に当該文は確認できず、玄智自身が諸著に安永三年書と記しており、また巻一、二の本文中にも明和四年以降の記事が散在している。なお、この点については塚本一真・溪英俊・西村慶哉「『考信録』の成立と本文テキストの問題」(『浄土真宗総合研究』一四、二〇二一年)にて論じている。
- (7) 『真宗全書』七四・二四八頁下



- (8) 『考信録』の成立過程についての詳細は、塚本・溪・西村「前掲」を参照されたい。
- (9) 本文は写本ながら、裏表紙見返に「玉文堂」の刊記を有している。
- (10) 巻上、五〇丁左
- (11) 左右田「前掲」一二頁上
- (12) 七巻本から見れば、五・六巻本の相違は大きいものではないが、全く同一とも言えない。この点については、塚本・溪・西村「前掲」を参照されたい。
- (13) 『真宗全書』六四・解題一頁下
- (14) 『新編真宗全書』史伝篇二・解説三頁上参照
- (15) 『史料集成』九・五〇頁下
- (16) 『玄智余景』巻一、慶証寺、一九九三年、三二頁
- (17) 『真宗全書』七四・三三三頁上
- (18) 『真宗全書』は本文に「二」なし。
- (19) ちなみに「自筆本」の当該箇所には貼紙や料紙の切り貼りなどの訂正は施されていないが、紙面が十二行書であることから再校箇所であることが分かる。
- (20) 『真宗全書』七四・三〇八頁下
- (21) 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』（伝久寺、一九七三年、六七八頁上）参照
- (22) なお、『考信録』諸本の関係性や問題点については、塚本・溪・西村「前掲」にて論じている。併せて参照されたい。